

※該当欄をチェックする

新規・増設・改造、使用者の変更、届出内容の変更、その他()

地下水等併用水道使用計画書兼誓約書

年 月 日

神戸市水道事業管理者 宛

住 所

氏 名(名称)

(代表者名)

神戸市水道条例第31条の3第1項及び第2項の規定により、裏面の水質管理上の遵守事項に誓約のうえ、下記のとおり届け出ます。

記

1. 施設名称

2. 施設所在地 神戸市 区

3. 地下水等併用水道による給水開始日 年 月 日

4. (変更後の)計画使用水量、給水を受ける人員等

名 称		計画使用水量に係る給水人員	計画使用水量に係る居住人員	設備の1日当たり使用時間	設備の年間稼働日数
		人	人	時間	日
(1) 年間計画使用水量			(2) 2か月間最大計画使用水量		
ア. 水道水補給水※を受けない場合の水道水の使用水量	イ. 「ア」+地下水等の使用水量	ウ. 「ア」+水道水補給水※の使用水量	ア. 水道水補給水※を受けない場合の水道水の使用水量	イ. 「ア」+地下水等の使用水量	ウ. 「ア」+水道水補給水※の使用水量
m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
(3) 1日最大計画使用水量			(1)～(3)においてイとウの数値が異なる場合、その理由		
ア. 水道水補給水※を受けない場合の水道水の使用水量	イ. 「ア」+地下水等の使用水量	ウ. 「ア」+水道水補給水※の使用水量			
m ³	m ³	m ³	水道水補給水※としての利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		

※「水道水補給水」とは、地下水等の水質悪化、枯渇等により利用できなくなる事態に備えて必要な水道水

◎添付書類

- 給水装置及び地下水等併用水道の配置状況を明らかにする平面図、縦断面図
- 給水装置における水の滞留防止措置を明らかにする図面

(裏面あり)

【注意事項】

- 使用者の変更の場合は、上記3は「新たな使用者による地下水等併用水道の給水開始日」を記入のこと。
- 神戸市水道条例第31条の3第1項に定める届出事項の変更届の場合は変更事項について記載すること。

◎水質管理上の遵守事項

- (1) 地下水等併用水道及び給水装置の水質管理にあたっては、使用者は関係法令を遵守すること。
- (2) 水道水を長期間停滞させた場合には、使用者が水質を検査するとともに、水質劣化が生じている場合には、必要な措置をとること。
- (3) 地下水等の減量・廃止等により水道水を増量する場合には、使用者は事前に管理者と協議し、その指示に従うこと。(点検・補修等により水道水を増量する場合であっても同様とする。)
- (4) 水道水使用の急増等に伴う赤水等の発生により第三者に損害を与えた場合には、使用者は責任をもって対処すること。
- (5) 権利移転の際には、使用者は継承者に上記の遵守事項を引き継ぐこと。